

仕様書

- 1 本仕様書は、令和7年度 大原浄水場天日乾燥床汚泥場外収集運搬業務（単価契約）に適用する。
- 2 本業務は、大原浄水場天日乾燥床 1、6、9、10、11 号池に堆積した浄水発生汚泥を収集し中間処分場（株式会社 駒場ファーム（静岡県磐田市駒場字西瀬 6996 番地 1））へ運搬する。
 - ※収集箇所は委託者と受託者が協議の上、変更することがある。
 - (1) 浄水発生汚泥量を算定するため、運搬前に天日乾燥床 1、6、9、10、11 号池（収集箇所を変更した場合、変更後の収集箇所）にて汚泥空隙測定を実施し汚泥数量測定を行う。尚、測定に必要となる器具は受託者が用意すること。また、汚泥数量測定後は測定数量を報告すること。
 - (2) 汚泥の収集運搬数量は、(1) の結果をもとに決定し、体積（ m^3 ）で管理すること。
 - (3) 収集及び積み込み作業においては、委託者の立会いのもと、重機により安全に行う。
 - ※立成いは、作業期間中 3 回以上とし、立成いの際は写真を撮影すること。
 - (4) 業務の履行上必要となる用地は別紙の位置図（平面図）で指定する作業範囲において使用できるものとするが、24 時間 365 日稼働している施設の特性に配慮し運営に支障のないように、事前に委託者と調整すること。
 - (5) 運搬は、産業廃棄物（汚泥）運搬を許可された車両により適正に行う。
 - (6) 運搬の時期、運搬量等の調整は委託者と中間処分場の双方と調整を取ることとするが、天日乾燥床 5 池のうち 4 池分の運搬は 12 月末までに完了するように努めること。
 - (7) 廃棄物の収集、運搬に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」並びに関係法令を遵守すること。
 - (8) 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替を行ってはならない。
 - (9) 汚泥収集運搬後の天日乾燥床については、砂層の敷均しを行う。
 - (10) 業務は底面の砂を過掘りすることのないよう注意して施工しなければならない。
 - 万一過掘りした場合は、委託者の指示により砂を補充すること。
- 3 本業務期間中における汚泥収集運搬量は 1,000 m^3 を予定しているが、その数量は確約しない。
- 4 収集、積込に使用する重機（バックホウ）及び運搬車両（ダンプ）とその燃料、損料、運搬時の通行料等は、本業務に含むものとする。

5 受託者が施設に損傷を与えた場合には、速やかに報告するとともに受託者の責任において復旧するものとする。

尚、その損傷が浄水工程に影響を及ぼす可能性がある場合は、その復旧方法を委託者と協議した上で復旧をすること。

6 本業務実施中、不明な点等が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うものとする。

7 作業は、原則、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

8 適正処理に必要な情報の提供

(1) 産業廃棄物の発生工程

河川水から水道水を生成する際に生じた浄水汚泥

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

性状：含水率 60%程度の汚泥 荷姿：バラ

(3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

無し

(4) 混合等により生ずる支障

無し

(5) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

無し

(6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

無し

(7) その他取扱いの注意事項

無し

9 提出書類

(1) 着手前

ア 業務予定表

イ 業務責任者届

ウ 従事者名簿

エ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（許可品目として、「汚泥」を有することが確認できるもの。）

オ 産業廃棄物収集運搬業許可登録車両一覧の写し

(2) 完了後

ア 業務完了報告書

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

ウ 業務写真（着手前、作業中、完了後、立会い時）

エ 汚泥空隙測定結果書、汚泥数量一覧表

別紙 天日乾燥床 位置図

